

特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名	情報提供等記録開示システムの運営に関する事務
評価実施機関名	内閣総理大臣
提出日	令和2年2月25日
概要説明日	令和2年2月26日

(目次)

○ 全体的な事項	1
○ 利用者フォルダファイル	5
○ 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策	13
○ 総評	14
○ 特定個人情報保護委員会による審査記載事項	14

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(1) しきい値判断に誤りは ないか。	—	—	—	—	問題は認め られない	対象人数が30万人以上に該当するた め、全項目評価を実施することは、指針に 適合している。
(2) 適切な実施主体が 実施しているか。	—	1. 評価実施機関が複 数存在し、取りまとめ の評価実施機関が評 価書を作成・提出する 場合に、取りまとめ以 外の全ての評価実施 機関について記載して いるか。	—	—	問題は認め られない	特定個人情報ファイルは、内閣府の情報 提供等記録開示システムの運営に関する 事務において保有するものであることから、 実施主体は適切である。
(3) 公表しない部分は 適切な範囲か。	—	—	—	—	問題は認め られない	評価書の内容は全て公表することとして いる。
(4) 適切な時期に実施 しているか。	—	—	—	—	問題は認め られない	特定個人情報ファイルを取り扱う情報提 供等記録開示システムの開発は、令和2年 3月からプログラミングの開始を予定して おり、適切な時期に評価を実施している。
(5) 適切な方法で広く国 民の意見を求め、得ら れた意見を十分考慮し た上で必要な見直しを 行っているか。	—	—	—	—	問題は認め られない	国民への意見募集については、e-Gov (電子政府の総合窓口)において、30日間 実施したほか、意見への対応状況をe-Gov で公表することとしており、事後の措置も適 切である。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(6) 特定個人情報保護 評価の対象となる事務 の実態に基づき、特定 個人情報保護評価書 様式で求められる全て の項目について検討 し、記載しているか。	—	—	—	—	問題は認め られない	情報提供等記録開示システムの運営に 関する事務について、求められる事項が具 体的に分かりやすく記載されている。
(7) 記載された特定個 人情報保護評価の実 施を担当する部署は、 特定個人情報保護評 価の対象となる事務を 担当し、リスクを軽減さ せるための措置の実施 に責任を負うことがで きるか。	—	—	—	—	問題は認め られない	情報提供等記録開示システムの運営に 関する事務における番号制度への対応は 内閣府大臣官房番号制度担当室が行っ ており、特定個人情報保護評価の対象と なる事務の実施に当たって、リスクを軽 減させるための措置等の実施に責任を 負うことができる部署である。
(8) 特定個人情報保護 評価の対象となる事務 の内容の記載は具体的 か。当該事務におけ る特定個人情報の流 れを併せて記載して いるか。	① 特定個人情報 ファイルを取り扱う 事務やその事務に おいて使用するシ ステムについて、 基本情報を具体的 に分かりやすく記 載しているか。	2. 評価対象の事務全 体の概要及びその中 で特定個人情報ファ イルを使用して実施 する事務の内容を具体 的に記載しているか。	P.3	I 1. ②	問題は認め られない	情報提供等記録開示システムの運営に 関する事務の内容について、自己情報提 供等記録の表示に係る事務、自己情報 の表示に係る事務及びお知らせ情報の 表示に係る事務等に分けた上で、事 務の流れに即し具体的に記載されてい る。 また、別添1の事務の内容では、事務に 関わる者、事務において使用するシ ステム、事務において取り扱う情報の 流れが具体的に記載されている。
		3. 当該システムが実 現する機能の名称と その概要を具体的に 記載しているか。	P.4	I 2. ②	問題は認め られない	
		4. 当該システムと情報 をやり取りするシ ステムを全て記載し ているか。	P.6	I 2. ③	問題は認め られない	
		5. 特定個人情報ファ イルを取り扱うこと が評価対象の事務を 実施する上で必要で あることを、事務の 流れに即して具体的 に説明しているか。	P.7	I 4. ①	問題は認め られない	
		6. 評価対象の事務に おいて特定個人情報 ファイルを取り扱う ことにより、期待さ れるメリットについ て幅広く具体的に 記載しているか。	P.7	I 4. ②	問題は認め られない	
		7. 事務に関わる者、 事務において使用 するシステム、事務 において取り扱う情 報の流れを具体的に 記載しているか。	P.8	(別添1)	問題は認め られない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	—	—	P.19 ～ P.28	Ⅲ、Ⅳ	問題は認められない	全項目評価書に例示されている各リスクにどのように対応しているかが具体的に記載されている。
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業員に対する教育・啓発を行っているか。	70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.28	Ⅳ 1. ①	問題は認められない	自己点検・監査について、システムの運用が適切になされていることを確認するため、委託先事業者が情報システム責任者等へシステムの運用状況を報告させることや、当該報告の内容等に基づき情報システム責任者等が必要と判断した場合に、委託先事業者への監査を実施すること等が具体的に記載されている。 従業員に対する教育・啓発について、情報セキュリティ責任者は、全職員を受講対象とした個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を定期的に職員に受講させ、特定個人情報の事務外での使用の禁止を徹底すること等が具体的に記載されている。
71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。		P.28	Ⅳ 1. ②	問題は認められない		
72. 特定個人情報を取り扱う従業員等に対する教育・啓発や違反行為をした従業員等に対する措置について具体的に記載しているか。		P.28	Ⅳ 2.	問題は認められない		
73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。		P.30	Ⅵ 2. ⑤	問題は認められない		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	—	—	P.1	表紙	問題は認められない	<p>情報提供等記録開示システムの運営に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。</p>

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。</p>	<p>② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。</p>	<p>8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。</p>	P.9	II 2. ③	問題は認められない	<p>特定個人情報ファイルを保有する理由及び使用目的について、情報提供ネットワークシステム経由で自己情報提供等記録等を取得するため、情報提供用個人識別符号を入手する必要があること等が具体的に記載されている。</p>
		<p>9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。</p>	P.9	II 2. ④	問題は認められない	
		<p>10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。</p>	P.10	II 3. ④	問題は認められない	
		<p>11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。</p>	P.11	II 3. ⑤	問題は認められない	
		<p>12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。</p>	P.11	II 3. ⑥	問題は認められない	
		<p>13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。</p>	P.11	II 3. ⑧	問題は認められない	
		<p>14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p>	P.11	II 3. ⑧	該当なし	
		<p>15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p>	P.11	II 3. ⑧	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.12 ～ P.14	II 4. ②	問題は認められない	委託先に特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由として、職員が有さない専門的な知識・技術を有する者に特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託する必要があること等が具体的に記載されている。
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.12 ～ P.14	II 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.12 ～ P.14	II 4. ⑧	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.15	II 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.15	II 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.16	II 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.16	II 6. ②	問題は認められない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.16	II 6. ③	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.19	Ⅲ 2. リスク1:	該当なし	
		<p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.19	Ⅲ 2. リスク1:	該当なし	
		<p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.19	Ⅲ 2. リスク2:	該当なし	
		<p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.19	Ⅲ 2. リスク3:	該当なし	—
		<p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.19	Ⅲ 2. リスク3:	該当なし	
		<p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.19	Ⅲ 2. リスク3:	該当なし	
		<p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.19	Ⅲ 2. リスク4:	該当なし	
		<p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>	P.19	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
④ 特定個人 情報の使用に ついて、特定 されたリスクを 軽減するため に講ずべき措 置を具体的に 記載している か。記載され た対策は、特 定個人情報保 護評価の目的 に照らし妥当 なものか。		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 3. リスク1:	該当なし	権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策として、ID・パスワード及びハードウェアトークンを使用した二要素認証を用いること、開示システムへのログイン状況を運用端末で確認できるようにし、不正ログインの有無を定期的を確認すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの対策として、利用者フォルダファイルが含まれるデータベースを暗号化すること、クラウド環境への移行作業において用いる電子記録媒体については、暗号化するとともに、作業終了後ただちに破棄し、破棄日時・破棄方法の記録を作成すること等が具体的に記載されている。
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 3. リスク1:	該当なし	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われぬために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録などを残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.21	Ⅲ 3. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 4. 情報管理 体制	問題は認められない	特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関するリスク対策として、委託者選定を行う際に、プライバシーマークやISMS (ISO/IEC27001)等の認証取得業者であること等、特定個人情報の保護管理体制を確認すること等が具体的に記載されている。 また、委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定として、委託先に対する実地調査等を定めている他、委託契約の実施状況を把握した上で、必要に応じて委託内容等の見直しを検討することが具体的に記載されている。
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.23	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑥ 特定個人 情報の提供・ 移転につい て、特定され たリスクを軽 減するために 講ずべき措置 を具体的に記 載しているか。 記載された対 策は、特定個 人情報保護評 価の目的に照 らし妥当なも のか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	—
50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		P.24	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし		
51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		P.24	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし		
52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		P.24	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし		
53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。		P.24	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 6. リスク1:	問題は認められない	<p>情報提供ネットワークシステムとの接続において、目的外の入手が行われるリスクへの対策として、情報提供ネットワークシステム経由で情報提供用個人識別符号を入手する際には、個人番号カードに格納されたシリアル番号を基に取得要求を行うことで、当該シリアル番号に紐づけられる情報提供用個人識別符号のみを入手すること等が具体的に記載されている。</p> <p>また、情報提供等記録開示システムと情報提供ネットワークシステム間の通信は政府共通ネットワークを利用していること、通信内容を暗号化していること等が具体的に記載されている。</p>
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 6. リスク2:	問題は認められない	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認められない	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.25	Ⅲ 6. その他の リスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑧ 特定個人情報 の保管・ 消去につ いて、特 定され たリス クを軽 減する ため に講ず べき措 置を具 体的に 記載し ている か。記 載され た対策 は、特 定個人 情報保 護評価 の目的 に照ら し妥当 なもの か。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	特定個人情報の保管・消去における物理的な対策について、クラウド事業者選定時の要件として、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たす事業者であることを求めていること等が具体的に記載されている。 また、技術的な対策として、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止、ログの解析を行うことや、利用者本人が開示システムにアクセスする際は個人番号カードによる本人確認を行うこと等が具体的に分かりやすく記載されている。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時の対応などについて具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.27	Ⅲ 7. その他の リスク	該当なし	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたりリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたりリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたりリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>74. 情報提供等記録開示システムの移行先となるクラウド環境の選定に係るリスク対策について、具体的に記載しているか。 記載された内容は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p> <p>75. 情報提供等記録開示システムのクラウド環境への移行に係るリスク対策について、具体的に記載しているか。 記載された内容は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>P.26</p>	<p>Ⅲ 7. リスク1: ⑤</p>	<p>問題は認められない</p>	<p>クラウド事業者選定時の要件として、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たす事業者であることを求めていること等が具体的に記載されている。</p> <p>クラウド環境へのデータ移行作業においては、電子記録媒体に格納したデータを暗号化すること、作業後はただちに電子記録媒体を破棄し、破棄日時・破棄方法の記録を作成すること、内閣府において操作ログをチェックし、不正なデータ抽出等が行われていないか監視すること等が具体的に記載されている。</p> <p>また、クラウド環境への移行後のリスク対策についても、バックアップしたデータを地理的に離れた複数の拠点に保管することで、大規模システム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失してもバックアップからデータを復元できるようにすること等が具体的に記載されている。</p>
			<p>P.21 P.26</p>	<p>Ⅲ 3. リスク4 Ⅲ 7. リスク1: ⑥</p>	<p>問題は認められない</p>	

【総評】

- (1) 情報提供等記録開示システムの運営に関する事務においては、情報提供等記録開示システムを使用し、利用者フォルダファイルを適切に取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる利用者フォルダファイルについて、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ、使用するシステムの機能並びに特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 情報提供等記録開示システムの移行先となるクラウド環境の選定に係るリスク及びリスク対策クラウド環境への移行時及び移行後に係るリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 情報提供等記録開示システムの運営に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、インターネットを通じて外部に特定個人情報が漏えいしないよう、情報提供等記録開示システムにおいてアクセス制御、侵入検知及び侵入防止、ログの解析を行うこと、情報提供等記録開示システムと利用者本人との間において暗号化通信を実施すること等が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。
- (4) 情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要である。